

# 通学費等補助制度のお知らせ

通学費などの一部援助を行っています ～

## ■ 高校等生徒遠距離通学費等補助

他の市町村の高等学校などへ進学されることとなった生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費や下宿費の一部補助を行っています。

補助の対象となる方は、浦幌町立中学校を卒業された生徒の保護者で、小・中学校において実施されている就学援助制度（学用品費や給食費などを援助）の「準要保護者」に該当する方です。

なお、補助金の支給を希望される場合には、手続きについてあらかじめご相談願います。

### ◆ 補助対象経費

- ①通学費（定期乗車券購入経費に限る）
- ②下宿費（食費、光熱水費及び管理費などを除く部屋代に限る）

### ◆ 補助の額

★補助対象経費の2分の1（※年額20万円を限度に千円未満切り捨て）

### ◆ 補助要件

★就学援助制度における該当要件と同じ

## ■ 高等学校生徒就学費等補助金

公立、私立高等学校等に在学している生徒又は学生（以下「生徒等」という。）が安心して勉学に打ち込めるため、就学にかかる費用の一部を補助します。

### ◆ 対象者

- ①平成24～26年度に浦幌町立中学校を卒業し、生徒等となった方の就学費用を負担する方（以下「就学費用負担者」という。）
- ②生徒等又は就学費用負担者が本町の住民基本台帳に記録されている方
- ③就学費用負担者が生活保護を受けていなく、町税、その他町の使用料等の滞納のない方
- ④生徒等が在学年において就学期間を修了若しくは卒業した方

### ◆ 補助金の額

★生徒等一人当たり・・・年額3万円

### ◆ 申請方法

交付申請書のほか、次の表をご参照のうえ提出してください。

	卒業した場合	就学期間を修了した場合
添付書類	卒業証書の写し又は卒業証明書	在学証明書（修了証書を受けた日から3月31日までに発行のもの）
提出期間	3月1日（火）から3月15日（火）まで	3月24日（木）から4月1日（金）まで

### ◆ 提出先

★教育文化センター2階教育委員会事務所又は上浦幌支所へ提出願います

※対象となる就学費用負担者には先に郵送にてご案内しておりますが、案内が届いていない場合やご不明な点がございましたらお問合せください。

★詳しくは下記までお問合せください。

**お問合せ先・・・浦幌町教育委員会総務係（TEL：576-2117）**

# 就学等援助制度および遠距離

～ 児童生徒の保護者に対し教育費や

## ■ 就学援助制度

町では、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費など必要な教育費の援助を行っています。

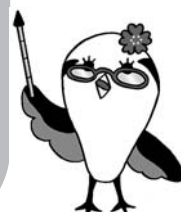
(※前年度認定となっている方も毎年度申請が必要になりますので、ご注意ください。)

### ◆ 援助を受けられる保護者

生活保護法に規定する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められ、次に該当する方(準要保護者)。

#### 該当要件

- ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯
  - ②町民税が非課税又は減免された世帯
  - ③個人事業税または固定資産税が減免された世帯
  - ④国民年金の掛け金が減免された世帯
  - ⑤国民健康保険税の減免または徴収を猶予された世帯
  - ⑥児童扶養手当(児童手当とは違います。)を受けている世帯
  - ⑦世帯更生貸付補助金による貸付を受けた世帯
  - ⑧保護者が失業等により著しく収入状態が悪化している世帯
  - ⑨災害、不慮の事故等により生活が困窮している世帯
  - ⑩その他特別な事情により著しく生活が困窮している世帯
- (※⑧、⑨、⑩は収入制限があります)



### ◆ 援助を受けられる費用



#### ※準要保護者

- 学用品費 ○通学用品費 ○校外活動費 ○体育実技用具費
- 新入学児童生徒学用品費 ○修学旅行費 ○通学費 ○給食費
- 医療費(結膜炎、中耳炎、う歯等) ○クラブ活動費
- PTA会費 ○生徒会費

※要保護者の援助は修学旅行費と医療費のみです。

### ◆ 援助を受けられる額

◎国または町で定められた額

### ◆ 申請手続の方法

在校児童生徒のいる世帯については各小中学校より、新入学児童がいる世帯には教育委員会よりご案内いたしますので、各通学校へ申請書を提出してください。

なお、年度の途中の申請については随時受付しています。

★ご不明な点は、通学校または下記までお問合せください。

お問合せ先・・・浦幌町教育委員会学校教育係 (TEL:576-2117)